

# 定 款

社団法人 広島県建設工業協会

# 社団法人広島県建設工業協会定款

## 第一章 総 則

(名 称)

第一条 本会は社団法人広島県建設工業協会という。

(事 務 所)

第二条 本会は事務所を広島市に置く。必要に応じ理事会の決議を以て支部を適宜の地に設けることができる。

(目 的)

第三条 本会は建設業を技術的、経済的及び社会的に向上させ、公共の福祉を増進し、会員相互の親睦を図るを目的とする。

(事 業)

第四条 本会は第三条の目的を達成するために次の事業を行う。

(一)建設業に関する技術並びに経営の進歩改善のための調査研究並びに指導

(二)建設業を公正且つ健全に発達させる方策の研究、立案並びにその実施

(三)建設業に関する知識の啓発、情報の提供、資料の頒布

(四)其他本会の目的を達成するに必要な事業

昭和三十一年三月十日 設立  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設  
昭和三十一年三月十日 改設

## 第二章 会 員

(組 織)

第五 条 本会は建設業法の定める許可を受け広島県内に本店、支店又は常設的な営業所を有する建設業者にして本定款の条項に賛同するものを以て組織する。

(賛助会員)

第五条の二 建設業者を以て組織する組合等の団体及び建設業者以外の者で建設業に密接な関連を有し本会の趣旨に賛同するものは理事会の決議を経て賛助会員とすることができる。

(一) 賛助会員に関する事項は理事会に於て定める。

(入 会)

第六 条 本会の入会は所定の手続をなし、理事会の承認を経て会長之を定める。

(退 会)

第七 条 会員は左記の事由により本会を退会する。

(一) 一ヶ月の予告期間を以て退会理由を記載した文書を提出して退会の申出をなし其の期間の満了した時

(二) 建設業法の定める処により建設業の許可を取消された者

(三) 納期を過ぎ催促しても六ヶ月以上会費を納めない者

(除 名)

第八 条 会員は左の各号の一に該当したときは理事会の承認を経て総会の議決により除名することができる。

(一) 定款の規定に違反した者

(二) 会員たる面目を失墜した者

(入会金及び会費)

第九條 会員は總會の定めるところに従い、入会金及び会費を負担しなければならない。

(一)一旦納入した入会金及び会費は返還しない。

(除名された会員の無権利)

第十條 除名されたる者は本会对し何ものも請求できない。

### 第三章 役員

(役員の種類)

第十一條 本会に次の役員をおく。

会長 一名

副会長 三名以内

理事 十五名以上二十五名以内(会長、副会長、専務理事を含む。)

監事 三名以上五名以内

(一)必要ある時は専務理事一名をおくことができる。

(二)役員に欠員を生じた場合でも、職務の遂行に支障のないときは次期定時總會又は次期改選期まで其の補欠選任を延期することができる。

(理事、監事の選任)

第十二條 理事及び監事は總會に於て会員、会員たる法人の業務を担当する者、又は学識経験ある者の中から之を選任する。

(会長、副会長、専務理事の選任)

第十三条 会長、副会長及び専務理事の選任は理事の互選による。

(任期)

第十四条 理事、監事の任期は二ヶ年とする。

但し再任を妨げない。

(一)理事、監事は其の任期中の最終の事業年度に関する定時総会の終了前に其の任期が満了するときは其の総会の終了するまで任期を伸長し、其の定時総会終了後に任期が残るときはこれを短縮して其の総会終了までを任期とする。

(二)補欠又は増員によって就任した理事、監事の任期は前任者又は現在同役員の残任期間と同一とする。

(四)役員は任期満了の場合といえども後任者の就任するまではその職務を行わなければならない。

(任 務)

第十五条 会長は本会を代表し会務を統轄する。

(一)副会長は会長を補佐し会長に事故あるときその任務を代行する。

(三)専務理事は会長、副会長を補佐し理事会の定める処に従って本会の常務を処理する。会長、副会長共に事故あるときは其の職務を代理する。

(四)理事は会長、副会長、専務理事と共に理事会を構成し、会務の執行を決定する。

(五)監事は民法第五十九条の職務を行う。

(名誉会長、相談役、顧問及び参与)

第十六条 本会に、名誉会長、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

(二)名誉会長は、会長職務十年以上の経歴及び功労者のうちから委嘱する。

(三)名誉会長、相談役、顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱し、重要な事項について会長の諮問に応ずる。

## 第四章 事務局

(事務局及び職員)

第十七条 本会の事務を処理するために事務局をおき、事務局長其他必要な職員をおく。

(二)事務局及び職員に関する規定は理事会が定め、職員の任免は会長が之を行う。

## 第五章 総会

(定時総会及び臨時総会)

第十八条 定時総会は毎事業年度の末日から六十日以内に之を開催し臨時総会は隨時必要のある時之を開催する。

(総会の招集者)

第十九条 総会は会長が召集する。

(会員による召集の請求)

第二十条 会員は会員総数の過半数以上の同意を得て、会議の目的及び召集の理由を記載した書面を会長に提出して總會の召集を請求することができる。

(二)前項の請求があった時は、会長は總會を召集しなければならない。

(總會の召集)

第二十一条 總會を召集するには会日の十日前までに会員に対し、その日時、場所及び議案の要領を記載した書面によって通知を發しなければならない。

(二)前項の通知書は会員の支店又は常設的な営業所にあて発送することができる。

(決議事項)

第二十二条 総会に於ては前条に定める通知書に掲げた事項のみについて決議することができる。

但し臨時緊急を要する事項につき総会に出席した会員二分の一以上の同意を得たときは他の事項についても決議することができる。

(総会の議長)

第二十三条 総会に於ては其の招集者又はその指定によるものが総会の議長となる、これらのものに事故あるときは総会で議長を選ぶ。

(議決権)

第二十四条 会員は一人につき一個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第二十五条 総会において会員は代理人に依り議決権を行使することができる。

但し代理人となり得る者は会員の役員及びその営業上の利益に関し会員の行為を代理する地位にある者、又は総会の当日代理権を証する書面を本会に差出して、総会に出席した会員に限る。

(総会の議決方法)

第二十六条 総会は会員総数の二分の一以上が出席して議事に参加しなければ議決することができない。

(一)総会の議決は出席会員の議決権の過半数の同意を以て定める、可否同数なる時は議長がこれを決する。

(二)総会の議決事項について特別の利害関係を有する会員は議決権を行使することができない。

(三)前項の規定により行使することを得不議決権の数は出席した会員の議決権の数にこれを算入しない。

(総会附議事項)

第二十七条 総会に附議すべき事項は次の通りとする。

但し法令に別段の規定がない限り総会の議決を以てその処理を理事会に委任することができる。

(一) 役員を選任、解任

(二) 事業計画の決定

(三) 予算及び決算の承認

(四) 会費及び入会金の基準の決定並びに変更

(五) 会員の除名

(六) 定款の変更

(七) 解散

(八) その他会長が総会に附議することを相当と認めた事項

(総会の議事録)

第二十八条 総会の議事については議事録を作り、議事の経過の要領及び結果を記載し、議長と議長の指名する総会出席

会員式名が署名捺印して保存する。

## 第六章 資産及び会計

(資産)

第二十九条 本会の資産は入会金、会費、寄附金、資産より生ずる収入及び其の他の雑収入により構成される。

(経費)

第三十条 本会の経費は資産を以て支弁する。

(年 度)

第三十一条 本会の事業年度は一年とし、毎年一月一日に始まり十二月末日に終る。

(決 算)

第三十二条 会長は毎事業年度終了後遅滞なく次の書類を作成し、理事会の承認を得て予め監事の監査を受け、その意見を添付して定時総会に提出し、承認を求めなければならない。

(一) 事業報告書

(二) 収支計算書

(三) 正味財産増減計算書

(四) 貸借対照表

(五) 財産目録

## 第七章 雑 則

(支 部)

第三十三条 支部に関する事項は理事会に於て定める。

(施行細則)

第三十四条 本定款の施行につき必要な細則は理事会を経て総会の議決により之を定める。

(残余財産の処分)

第三十五条 本会が解散したるとき残余財産がある場合は解散直前の理事会を経て会長之を処分する。

## 附 則

### 第三十六条

設立当初に限り設立総会の議決を以て役員を選任、任期、事業年度及び本会の設立に必要な準備手続について支弁した経費に関し特別の措置を講ずることができる。

昭和四十七年二月二十九日定款の一部を改正する。

一、この定款は主務官庁の認可のあった日から施行する。

二、改正前の社団法人広島県建設工業協会定款第五条の規定による本会の会員であつて、建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）附則第四項の規定により建設業を引き続き営むことができる者は、同項の規定により建設業を引き続き営むことができる期間、改正後の社団法人広島県建設工業協会定款第五条の規定にかかわらず、同条の規定による本会の会員となるものとし、当該会員については、新定款第七条第二号中「許可」とあるのは「登録」と読み替えて同条の規定を適用する。

昭和五十三年二月二十八日定款の一部を改正する。

この定款は主務官庁の認可のあった日から施行する。

昭和六十二年二月二十七日定款の一部を改正する。

この定款は主務官庁の認可のあった日から施行する。

平成十一年二月二十六日定款の一部を改正する。

この定款は主務官庁の認可のあった日から施行する。

平成十五年二月二十八日定款の一部を改正する。

この定款は主務官庁の認可のあった日から施行する。

平成十九年二月二十八日定款の一部を改正する。

この定款は主務官庁の認可のあった日から施行する。